

第百二十回 参議院農林水産委員会會議録第三号

平成三年三月十四日(木曜日)

午後零時十分開会

委員の異動

二月二十一日

辞任

稲村 稔夫君

補欠選任

三上 隆雄君

出席者は左のとおり。

委員長

吉川 博君

理事

青木 幹雄君

委員

北 修二君

谷本 魏君

細谷 昭雄君

井上 哲夫君

大浜 方栄君

鎌田 要人君

熊谷太三郎君

鈴木 貞敏君

高木 正明君

成瀬 守重君

初村滝一郎君

星野 朋市君

本村 和喜君

上野 雄文君

大洲 絹子君

菅野 久光君

三上 隆雄君

村沢 牧君

猪熊 重二君

刈田 貞子君

林 紀子君

橋本孝一郎君

農林水産大臣 近藤 元次君
政府委員 農林水産省構造改善局長 片桐 久雄君
事務局側 常任委員会専門員 片岡 光君

本日の會議に付した案件

○土地改良法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(吉川博君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

土地改良法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。近藤農林水産大臣。

○國務大臣(近藤元次君) 土地改良法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

土地改良事業につきましては、農業の生産基礎の整備を通じて、農業の生産性の向上、農業構造の改善等に大きく寄与してきたところであります。

また、近年における農村の混住化の進展、中山間地域における過疎化の進行等の中で、土地改良事業が農村地域の活性化、国土の保全等に果たす役割は、農業者のみならず、地域社会にとって極めて大きなものとなっております。今後ともますます増大することが見込まれております。

このような状況にかんがみ、土地改良事業の円滑かつ効果的な推進を図る観点から、国営及び都道府県営土地改良事業における市町村の事業負担の明確化、事業実施方式の改善等を講ずるとともに、これとあわせて、水資源開発公団が行うかんがい排水事業及び農用地整備公団事業につきま

しても、市町村の事業負担を明確化する等の措置を講ずるため、所要の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農村の混住化の進展等の中で土地改良事業の地域社会に果たす役割等にかんがみ、国営及び都道府県営土地改良事業について、当該事業により市町村の受ける利益を限度として、都道府県が事業費の一部を市町村に負担させることができることとしております。

第二に、農用地の保有の合理化等を促進するため、不換地または特別減歩見合いの創設換地により、地域における農業の担い手たる農業者の経営規模の拡大に必要な農用地を創出することができるとすることとするとともに、換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前においても換地処分を行うことができることとしております。

第三に、土地改良施設の更新を円滑に行うため、土地改良区が、国または都道府県が管理する土地改良施設の更新事業につき国または都道府県が行うべきことを申請することができることとしております。

第四に、土地改良区及び土地改良事業団体連合会の組織運営の強化を図るため、土地改良区の組合員以外の理事の定数を拡大するとともに、土地改良事業団体連合会の事業の拡充を図ることとしております。

第五に、水資源開発公団の行うかんがい排水事業及び農用地整備公団事業につきまして、これらの事業により市町村の受ける利益を限度として、都道府県が事業費の一部を市町村に負担させることができることとする等の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川博君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、森林法等の一部を改正する法律案

森林法等の一部を改正する法律案
森林法等の一部を改正する法律案
(森林法の一部改正)

第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 市町村による森林の整備の推進(第十條の七、第十條の十一)」を「第二節 市町村等による森林の整備の推進(第十條の七、第十條の十一)」と改める。

第十條の十一(一)を「(一) 森林整備協定の締結の促進(第十條の十一、第十條の十二)」と改める。

第四條の見出しを「(全国森林計画等)」に改め、同条第二項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 特定森林施業(複層林施業その他の森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業をいう。以下同じ)を推進すべき森林(以下「特定施業森林」という)の整備に関する事項

第四條第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 森林施業の合理化に関する事項
第四條第六項中「全国森林計画」の下に「及び

森林整備事業計画を加え、「これ」を「これらの計画に、「当該」を「これらの」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「全国森林計画」の下に「及び森林整備事業計画」を加え、「これ」を「これらの計画に、「聞かなければならない」を「聴かなければならない」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 農林水産大臣は、全国森林計画及び森林整備事業計画をたて、又はこれらの計画を変更するには、閣議の決定を経なければならぬ。

第四条第四項中「全国森林計画」の下に「及び森林整備事業計画」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 農林水産大臣は、全国森林計画に掲げる森林の整備の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、五年ごとに、森林整備事業（造林、間伐及び保育並びに林道の開設及び改良の事業で政令で定める者が実施するものをいう。以下同じ）に関する計画（以下「森林整備事業計画」という。）をたてなければならない。

5 森林整備事業計画においては、全国森林計画の計画期間のうち最初の五年間に係る森林整備事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

第四条の次に次の一条を加える。
第四条の二 国は、森林整備事業計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。

第五条第二項第三号中「伐採方法を特定する必要がある森林の所在及びその伐採方法」を「立木の伐採の標準的な方法」に改め、同項第四号中「造林方法を特定する必要がある森林の所在及びその造林方法を「造林の標準的な方法」に改め、同項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 特定施業森林の区域（以下「特定施業森林区域」という。）及び当該区域内における

る施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項
第五条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
第五条第五項中「聞かなければならない」を「聴かなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該地域森林計画に係る森林計画の区域に第七号の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係管営林局長又は管営支局長の意見を聴かなければならない。

第七条の次に次の一条を加える。
（国有林の地域別の森林計画）

第七条の二 管営局長又は管営支局長は、全国森林計画に即して、森林計画区域別に、その管理経営する国有林で当該森林計画区域に係るもの（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないこと認められる国有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする森林計画をたてなければならない。

2 前項の森林計画においては、第五条第二項第一号から第五号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項並びに森林施業の合理化に関する事項を定めるものとする。

3 第四条第三項及び第五条第四項の規定は、第一項の森林計画について準用する。

4 管営局長又は管営支局長は、第一項の森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5 管営局長又は管営支局長は、第一項の森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係都道府

府県知事及び関係市町村長に通知しなければならない。

6 前条の規定は、第一項の森林計画について準用する。この場合において、同条中「第五条第六項」とあるのは「第七条の二第五項」と「都道府県知事」とあるのは「管営局長又は管営支局長」と読み替えるものとする。

8 管営局長又は管営支局長は、前条第一項の森林計画に従つて国有林を管理経営するよう努めなければならない。

第十条第一項中「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第一号の三中「第十一条第五項の規定」を「第十一条第五項（第十八条の三第一項の規定により読み替えられる場合を含む）」の認定」に改め、「第十二条第三項」の下に「（第十八条の三第一項の規定により読み替えられる場合を含む）」を、「もの」の下に「又は第十八条の二第三項の認定に係る森林施業計画（その変更につき第十八条の三第一項の規定により読み替えられた第十二条第三項において準用する第十八条の二第三項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）」を加える。

第十条の二第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

第十条の二に次の一項を加える。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第二章の二第二節の節名中「市町村」を「市町村等」に改める。
第十条の八の見出しを「市町村森林整備計画」に改め、同条第一項中「森林整備市町村」の下に「その区域内にある地域森林計画の対

象となつてゐる国有林につき」を加え、「前条第一項第二号に規定する森林で相当規模以上集団的に存在するものにつき」を削り、「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「当該森林の」を「当該国有林の」に改め、同条第二項を削る。

第十条の八第三項中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 森林施業の共同化の促進に関する事項
第十条の八第三項中第六号を第九号とし、第五号を削り、同項第四号中「特定森林」を「要間伐森林」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「間伐立木材積」を削り、同号を同項第七号とし、同号の前に次の四号を加える。

三 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

四 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

五 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

六 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
第十条の八第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前項第四号」を「前項第八号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「第十条の八第七項」を「第十条の八第六項」に改め、同項を同条第七項とする。

第十条の九の見出し及び第一項から第三項までの規定中「森林整備計画」を「市町村森林整備

計画」に改め、同条第一項中「森林整備市町村」の下に「その区域内にある地域森林計画の対

計画に改め、同条第四項中「前条第六項及び第七項」を「前条第五項及び第六項」に、「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「第十条の八第七項」を「第十条の八第六項」に改める。

第十条の十第一項中「特定森林」を「要間伐森林」に、「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同条第二項中「特定森林」を「要間伐森林」に改める。

第十条の十一の次に次の十四条を加える。
(裁定の申請)

第十条の十一の二 都道府県知事が前条第四項の規定による催告をした場合(当該催告に係る要間伐森林の森林所有者が当該要間伐森林の土地の所有者である場合に限る。)において、その催告を受けた森林所有者が当該催告があつた日から起算して二月以内に当該催告に係る調停案の受諾をしないときは、第十条の十第二項の指定を受けた者(地方公共団体その他の政令で定める者に限る。以下この条において「指定地方公共団体等」という)は、当該催告があつた日から起算して六月以内に、都道府県知事に対し、省令で定めるところにより、当該要間伐森林の立木について、当該指定地方公共団体等を分収育林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第二条第二項に規定する育林者とし、当該森林所有者を同項に規定する育林地所有者とする同項に規定する分収育林契約の締結に關し裁定を申請することができる。

(意見書の提出)

第十条の十一の三 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る要間伐森林の森林所有者にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者が前条の規定による申請に係る要間伐森林について間伐又は保育を実施していない理由その他の省令で定める事項を

明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。
(裁定)

第十条の十一の四 都道府県知事は、第十条の十一の二の規定による申請に係る要間伐森林が次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合において、当該申請に従つて当該要間伐森林について間伐又は保育を実施することが当該要間伐森林及びその周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、分収育林契約を締結すべき旨の裁定をするものとする。

一 間伐又は保育が実施されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他の諸事情を考慮して引き続き間伐又は保育が実施されないことが確実であると見込まれること。

二 引き続き間伐又は保育が実施されないときは当該要間伐森林及びその周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 分収育林契約に係る森林の所在及び面積並びに立木の樹種別及び林齢別の本数

二 分収育林契約の存続期間
三 育林地所有者が育林者に設定する利用権(分収育林契約に係る森林の土地を育林(立木の保育及び管理をいう。以下同じ)の目的に使用する権利をいう。以下同じ)の種類並びにその始期及び存続期間

四 利用権の地代又は借賃
五 分収育林契約に係る立木についての各契約当事者の持分の割合並びに育林者が取得する立木の持分の対価の額及びその支払方法
六 育林の内容、時期及び方法

七 各契約当事者が負担する費用の範囲

八 育林による収益の分収の割合
九 分収育林契約に係る立木の伐採又は販売の時期及び方法

十 分収育林契約に係る立木の滅失その他の損害をてん補する措置に關する事項
十一 分収育林契約の変更又は解除に關する事項

3 前項各号に掲げる事項は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合するものとして定めなければならない。

一 前項第一号から第三号まで、第六号及び第九号に掲げる事項については、申請の範囲を超えないこと。
二 前項第五号に規定する持分の割合及び同項第八号に掲げる分収の割合については、同項第七号に定めるところにより各契約当事者が負担することとなる費用の合計の見積りの額の割合と等しくなること。

三 前項第七号に掲げる事項については、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる費用を負担するものであること。
イ 育林地所有者 分収育林契約に係る森林の土地に係る公租公課及び育林に要する費用のうち利用権の地代又は借賃の総額に相当する部分(ロにおいて「地代相当分」という)。

ロ 育林者 育林に要する費用のうち地代相当分以外の部分、前項第十号に掲げる事項に要する費用及び立木の伐採又は販売に要する費用

(裁定の効果等)

第十条の十一の五 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る森林所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定については前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る森林所有者との間に分収育林契約が締結されたものとみなす。

第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

一 利用権の地代又は借賃の額
二 第十条の十一の四第二項第五号に規定する持分の割合及び同項第八号に掲げる分収の割合
三 第十条の十一の四第二項第五号に規定する持分の対価の額

2 前項の訴えにおいては、第十条の十一の二の裁定の申請をした者又はその申請に係る要間伐森林の土地の所有者を被告とする。

3 第十条の十一の四第一項の裁定についての審査請求においては、第一項に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。
(分収育林契約の解除)

第十条の十一の七 第十条の十一の五第二項の規定により締結されたものとみなされた分収育林契約の育林地所有者は、当該分収育林契約に係る森林及びその周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生のおそれ(当該森林について間伐又は保育が実施されないこと)に起因するものに限る。)がなくなつたときは、都道府県知事の承認を受けて、当該分収育林契約の解除をすることができ、この場合においては、育林地所有者は次に掲げる額の合計額にそれぞれその支出の日以後の利息を付してこれを育林者に支払わなければならない。

一 当該分収育林契約に基づき育林者が育林

地所有者に支払つた立木の持分の対価の額
二 当該分収育林契約に基づき育林者が負担した費用の額
(施業実施協定)
第十条の十一の八 森林整備市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該森林整備市町村の長の認可を受けて、当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する協定(以下「施業実施協定」という。)を締結することができる。

- 一 地域森林計画の対象となつてゐる森林であること。
- 二 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。
- 2 施業実施協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 施業実施協定の目的となる森林の区域及びその面積
 - 二 共同して行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他森林施業の共同化に関する事項
 - 三 前号に掲げる事項を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項
 - 四 施業実施協定の有効期間
 - 五 施業実施協定に違反した場合の措置
- 3 施業実施協定については、当該施業実施協定の対象となる森林の森林所有者等及び当該森林の土地の所有者の全員の合意がなければならない。
- 4 施業実施協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

法令(条例を含む)並びにこれらに基づく処分違反するものであつてはならない。
2 施業実施協定の内容は、法令に基づき策定された図又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。
(施業実施協定の縦覧等)
第十条の十一の十 森林整備市町村の長は、第十条の十一の八第一項の認可の申請があつたときは、省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該施業実施協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならない。
2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該施業実施協定について、森林整備市町村の長に意見書を提出することができる。
(施業実施協定の認可)
第十条の十一の十一 森林整備市町村の長は、第十条の十一の八第一項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。
一 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。
二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。
三 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。
2 森林整備市町村の長は、前項の認可をしたときは、省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該施業実施協定の写しを当該森林整備市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、施業実施協定の対象とする森林である旨を当該森林の区域内に明示しなければならない。
(施業実施協定の変更)
第十条の十一の十二 施業実施協定に係る森林所有者等及び森林の土地の所有者は、施業実施協定において定めた事項を変更しようとする

る場合においては、全員の合意をもつてその旨を定め、森林整備市町村の長の認可を受けなければならない。
2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。
(施業実施協定の効力)
第十条の十一の十三 第十条の十一の十一第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた施業実施協定に定める事項のうち、第十条の十一の八第二項第三号に掲げる事項(施設の維持運営に関する事項に限る)は、その公告のあつた後において当該施業実施協定の対象とする森林の森林所有者等又は当該森林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。
(施業実施協定の廃止)
第十条の十一の十四 施業実施協定に係る森林所有者等及び森林の土地の所有者は、第十条の十一の八第一項又は第十条の十一の十二第一項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、森林整備市町村の長の認可を受けなければならない。
2 森林整備市町村の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。
(施業実施協定の認可の取消し)
第十条の十一の十五 森林整備市町村の長は、第十条の十一の八第一項又は第十条の十一の十二第一項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第十条の十一の十一第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。
2 森林整備市町村の長は、前項の規定による認可の取消しを行つたときは、その旨を、当該施業実施協定に係る森林所有者等及び森林の土地の所有者に通知するとともに、公告し

なければならない。
第十条の十二の見出しを(報告の徴収等)に改め、同条中「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「特定森林」を「要間伐森林」に改め、同条に次の一項を加える。
2 森林整備市町村は、市町村森林整備計画の達成のため必要があるときは、関係営林局長又は営林支局長に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることができる。
第二章の二第二節の次に次の一節を加える。
第二節の二 森林整備協定の締結の促進
(森林整備協定の締結に関する協議)
第十条の十三 その区域内に相当規模の森林が存する地方公共団体(以下この条において「森林所在地方公共団体」という。)の長は当該森林の属する流域に係る河川の下流域をその区域に含む地方公共団体(以下この条において「下流地方公共団体」という。)の長に対し、また、下流地方公共団体の長は森林所在地方公共団体の長に対し、それぞれ、森林所在地方公共団体の区域内の森林についての森林整備協定の締結に関し、協議を行うべき旨の申入れをすることができる。
2 前項の「森林整備協定」とは、森林所在地方公共団体及び下流地方公共団体(以下この項及び次条第一項において「関係地方公共団体」という。)が共同して森林整備法人(分収林特別措置法第九条第二号に掲げる森林整備法人をいう。)を設立し、又は分収育林契約(同法第二条第二項に規定する分収育林契約をいう。)を締結する等により、関係地方公共団体が協力して森林の整備を推進することを約する協定をいう。
(森林整備協定の締結についてのあつせん)
第十条の十四 前条第一項の申入れをした地方公共団体の長は、当該申入れに係る協議が調わなかつた場合には、農林水産大臣(当該申

第十四条及び第十五条	森林施業計画	一般森林施業計画及び特定森林施業計画
第十六条各号列記以外の部分	左の各号	第十八条の二第三項の認定を受けた森林所有者が省令で定める期間内に読み替えられた第十一条第五項の認定を受けられなかつた場合にその認定を取り消すほか、次の各号
第十六条第一号	森林施業計画に係る第十一条第五項	一般森林施業計画に係る読み替えられた第十一条第三項及び当該特定森林施業計画に係る第十八条の二
第十六条第二号	第十二条第一項各号	第十八条の二第三項の認定により読み替えられた第十二条第一項各号
第十六条第三号	第十四条	第十八条の二第三項の認定により読み替えられた第十四条
第十七条第一項	前条	第十八条の二第三項の認定により読み替えられた第十四条
	第十一条から第十三条まで、第十五条若しくは前条	第十八条の二第三項の認定により読み替えられた第十一条から第十三条まで、第十五条若しくは前条の二
	第十一条第一項	第十八条の二第三項の認定により読み替えられた第十一条第一項若しくは第十八条の二

2 前条第三項の認定を受けた森林所有者については、第十八条の規定は、適用しない。

第十九条第一項中「森林施業計画」の下に「第十八条の二第三項の規定により読み替えられた第十一条第一項の規定を含む。第九十一条の二及び第九十二条において同じ。」を加え、「前条まで」を「第十七条まで（第十八条の二第三項の規定により読み替えられる場合を含む。第三項及び第四項において同じ。）」、「第十八条並びに第十八条の二」に改め、同条第二項中「森林整備計画書」を「市町村森林整備計画書」に改め、同条第三項中「同じ。」の下に「若しくは第十八条の二第三項（第十八条の二第三項の規定により読み替えられた第十二条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第四項中「第十一条第五項の下に「若しくは第十八条の二第三項」を加える。

第九十一条の二中「森林整備計画」を「市町

村森林整備計画」に改める。

第九十七条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第九十八条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百一条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百三条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百五条第一項中「五万円」を「二十万円」に、「火入」を「火入れ」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「十万円」を「三十万円」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百六条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百七条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第二百八条中「五万円」を「二十万円」に改め

る。

第二百九条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改める。

（森林組合法の一部改正）

第二条 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第十号中「森林施業計画」の下に「（森林法第十八条の二第一項に規定する特定森林施業計画を含む。第一百一条第一項第十二号において同じ。）」を加える。

第三条 林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第三号中「次条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第四条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公庫が前条第一項の認定を受けた者（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十八条の二第三項の認定を受けた者に限る。）に対し前条第一項の認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の二に掲げるもの（森林法第十八条の二第三項の認定に係る特定森林施業計画に従つて施業を行うのに必要なものに限る。）の貸付けを行う場合における貸付金の利率、償還期限（据置期間を含む。）及び据置期間は、農林漁業金融公庫法第十八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ九年七分以内、三十五年以内及び十五年以内において公庫が定めるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（森林法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）第四条の規定によりたてられていた全国森林計画（以下「旧全国森林計画」という。）は、第一条の規定による改正後の森林法（以下「新森林法」という。）第四条の規定によりたてられた全国森林計画とみなす。

2 農林水産大臣は、新森林法第四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一月以内に、旧全国森林計画に代えて、平成十九年三月三十一日までをその計画期間とする新たな全国森林計画（以下「新全国森林計画」という。）をたてなければならない。

3 前項の規定により新全国森林計画がたてられたときは、旧全国森林計画は、その効力を失う。

4 新全国森林計画に引き続く次の全国森林計画は、新森林法第四条第一項の規定にかかわらず、平成十九年四月一日をその計画期間の始期としてたてなければならない。

5 新森林法第四条第四項の規定により最初にたてられた森林整備事業計画の計画期間は、新森林法第四条第四項及び第五項の規定にかかわらず、平成四年四月一日以降五年間とする。

第三条 この法律の施行の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられている地域森林計画（以下「旧地域森林計画」という。）は、新森林法第五条の規定によりたてられた地域森林計画とみなす。

2 都道府県知事は、前条第二項の規定によりたてられた新全国森林計画につき新森林法第四条第九項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して一月以内に、旧地域森林計画を変更しなければならない。

第四条 新森林法第七条の二第一項の規定により最初にたてられた森林計画は、平成三年十二月三十一日までにはたてなければならない。

2 前項の規定によりたてられた森林計画の計画期間

は、新森林法第七条の二第一項の規定にかかわらず、それぞれ、当該森林計画の対象となる国有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の終期までとする。

3 前二項の規定によりたてられた森林計画に引き続き次の森林計画は、新森林法第七条の二第一項の規定にかかわらず、それぞれ、前項に規定する地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期としてたてなければならない。

第五条 この法律の施行前に旧森林法第十条の二第一項の規定によりされた許可は、新森林法第十条の二第一項の規定によりされた許可とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧森林法第十条の八の規定によりたてられている森林整備計画は、新森林法第十条の八の規定によりたてられた市町村森林整備計画とみなす。

(保安林整備臨時措置法の一部改正)
第七条 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第二項中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改める。

三月八日日本委員会に左の案件が付託された。
一、土地改良法等の一部を改正する法律案

土地改良法等の一部を改正する法律案
土地改良法等の一部を改正する法律
(土地改良法の一部改正)

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「取得した者」の下に「(第五十三條の三の二第一項第一号(第八十九條の二第三項及び第九十六條の四において準用する場合を含む)に掲げる土地を取得した者を除く。）」を加える。

第十八条第五項中「少くとも」を「少なくとも」に、「五分の四」を「五分の三」に改める。
第三十六条第一項中「第九十條第九項」を「第九十條第八項」に改める。

第五十三條の三の二第一項中「当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内の一定の土地」を「次の各号に掲げる土地」に、「第八條第五項第二号に規定する施設の利用に供する土地(前条第一項第二号に掲げる施設の利用に供する土地及び同項第三号に掲げる施設の利用に供する土地)を規定する農用地を除く。又は第八條第五項第三号に規定する農用地以外の用途に供することを予定する土地」を「それぞれ当該各号に掲げる土地」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該換地計画に係る地域内(当該換地計画に係る土地改良事業計画において非農用地区域が定められている場合にあつては、非農用地区域外)の一定の土地 当該換地計画に係る地域の周辺の地域における農業経営の規模の拡大その他農用地の保有の合理化を促進するために必要な農用地に供することを予定する土地

二 当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内の一定の土地 第八條第五項第二号に規定する施設の利用に供する土地(前条第一項第二号に掲げる施設の利用に供する土地及び同項第三号に掲げる施設の利用に供する土地)を規定する農用地を除く。又は第八條第五項第三号に規定する農用地以外の用途に供することを予定する土地

第五十三條の三の二第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「土地改良区、市町村」とあるのは、「第五十三條の三の二第一項第一号に掲げる土地にあつては当該換地計画に係る地域の全部又は一部及びその周辺の地域をその事業実施地域を含む農地保有

合理化法人を、同項第一号に掲げる土地にあつては土地改良区、市町村」と読み替へるものとす。

第五十四條第二項に次のただし書を加える。
ただし、当該土地改良事業の計画に別段の定めがある場合においては、当該換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができ、第五十四條に次の一項を加える。

7 第二項ただし書の規定は、前項後段の場合について準用する。
第八十二條第三項中「少くとも」を「少なくとも」に、「五分の四」を「五分の三」に改める。
第八十五條の三第一項中「その管理する」を「次に掲げる」に改め、「その土地改良施設」の下に「(第二号に掲げる土地改良施設に係る施設更新事業にあつては、当該土地改良施設と一体となつて機能を發揮する第一号に掲げる土地改良施設。次項において「土地改良区管理施設」という。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一 土地改良区が管理する土地改良施設
二 前号に掲げる土地改良施設と一体となつて機能を發揮する土地改良施設で国又は都道府県が管理するもの

第八十五條の三第二項中「現行管理区域内」を「現行受益地(土地改良区管理施設につき現に行われている管理を内容とする第二條第二項第一号の事業の施行に係る地域をいう。以下この項及び次項において同じ。)内に」に、「現行管理区域内」を「現行受益地内に」に、「現行管理区域以外」を「現行受益地以外」に改め、同条第三項中「現行管理区域」を「現行受益地」に改める。

第八十八條の二第二項第一号中「又は第九項」を「又は第八項」に改める。
第八十九條の二の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「において準用する」を「おいて読み替へて準用する」に改め、同条第十項中「から第六項まで」を「から第七項まで」に改める。

第九十條第五項及び第六項を次のように改める。
5 第一項の都道府県は、第二項及び第三項の規定による負担金の全部又は一部の徴収に代えて、政令の定めるところにより、国営土地改良事業(市町村特別申請事業を除く)の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、当該市町村の区域内にある土地に係る第二項及び第三項に掲げる者に対する負担金に相当する部分の負担金を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

6 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。

第九十條第七項を削り、同条第八項中「第六項」を「前項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は」を「若しくは」に、「行なう」を「行う」に改め、「関連土地改良事業」という。の下に「又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)」を、「(関連土地改良事業)の下に「又は関連管理事業」を、「あつては」の下に「それ」を加え、「関連土地改良事業」を「関連土地改良事業又は関連管理事業」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 第一項の都道府県は、第二項から第五項まで及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、国営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受け取る利益を限度として、第一項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

第九十條第十一項を同条第十二項とし、同条

第十項中、「第七項又は前項」を「又は第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10 第一項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

第九十条の二第三項中「又は第五項」を、「第五項又は第九項」に、「同条第五項」を「同項」に改め、「から当該国営土地改良事業につき同条第六項の規定により市町村が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額」を削り、同条第五項中「又は第五項」とあるのは「を」、第五項とあるのは「に」に改め、「同条第六項」とあるのは「同条第七項」とを削り、同条第六項中「又は都道府県」を、「都道府県又は市町村」に、「又は」を、「若しくは」に、「又は増大する」を「若しくは増大する」に改め、「国連土地改良事業」という。の下に「又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「国連管理事業」という。）を加え、「の工事の完了」を「にあつてはその工事の完了」に改め、「公告があつた日」の下に、「国連管理事業にあつては国営市町村特別申請事業の工事の完了につき第百十三条の二第三項の規定による公告があつた日」を加え、「の計画」を「若しくは当該国連管理事業の計画」に、「すでに」を「既に」に改め、「災害等により当該国連土地改良事業の下に」又は「当該国連管理事業」を、「（都道府県）の下に」及び「市町村」を加え、同条第七項中「前項の場合」の下に「（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）」を加え、「又は第五項」を、「第五項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同条第八項中「同条第十項及び第十一項」を「同条第十一項及び第十二項」に改める。

第九十一条第二項及び第三項を次のように改める。

2 都道府県は、前項の規定による分担金の全部又は一部の徴収に代えて、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、その事業に要する費用のうち当該市町村の区域内にある土地に係る同項に掲げる者に対する分担金に相当する部分の費用を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第二百二十四条の分担金として徴収することができる。第九十一条第四項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同条第五項中「又は」を「若しくは」に、「行なう」を「行う」に改め、「国連土地改良事業」という。の下に「又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「国連管理事業」という。）」を、「あつては」の下に「それぞれを加え、」を、「国連土地改良事業」を「国連土地改良事業又は国連管理事業の」に改め、同条に次の一項を加える。

6 都道府県は、第一項、第二項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。この場合においては、第九十条第十項の規定を準用する。第九十一条の二第三項中若しくは第二項を

「第二項若しくは第六項」に、「同条第二項」を「前条第六項」に改め、「から当該都道府県営土地改良事業につき同条第三項により市町村が徴収する分担金のうち当該土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額」を削り、同条第四項中「都道府県」を「都道府県又は市町村」に、「又は」を、「若しくは」に、「又は増大する」を「若しくは増大する」に改め、「国連土地改良事業」という。の下に「又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「国連管理事業」という。）」を、「国連土地改良事業計画」の下に「若しくは」を、「国連土地改良事業計画」の下に「若しくは」を削り、同条第五項中「前項の場合」の下に「（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）」を加え、「若しくは第二項」を「第二項若しくは第六項」に改め、同条第六項中「同条第十項及び第十一項」を「同条第十一項及び第十二項」に改める。

第九十二条中「行なつた」を「行つた」に、「若しくは第九項」を「若しくは第八項」に改める。第九十一条の九第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 国又は都道府県が行う土地改良事業に対する協力
第九十三条の三第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、次の各号に掲げる規定の規定により当該土地改良事業の計画に別段の定めをした場合には、当該土地改良事業の工事を完了した旨の届出に代えて、それぞれ当該各号に掲げる公告をしたときに、遅滞なくその旨を届けなければならない。

一 第五十四条第二項ただし書（同条第七項において準用する場合を含む。） 第五十二

条の二第四項において読み替へて準用する
第八條第六項の規定による公告
二 第八十九條の二第十項、第九十六條及び第九十六條の四において準用する第五十四條第二項ただし書及び同條第七項、第八十九條の二第四項において準用する第八十七條第五項の規定による公告又は第九十六條及び第九十六條の四において準用する第五十二條の二第四項において読み替へて準用する第八條第六項の規定による公告

第九十六條の四の見出しを「決議、選挙等の取消し等」に改め、同條第一項中「基いて」を「基いて」に改め、「理由として」の下に「、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一月以内」を加え、「取消し」を「取消し」に改める。第九十七條中「十万円」を「五十万円」に改める。

第九十八條中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同條第二号中「取りこわし」を「取壊し」に改める。
第九十九條中「三万円」を「二十万円」に改める。
第一百零一條第一項中「賄う」を「わいろ」に、「申込」を「申込み」に、「二十五万円」を「百万円」に改める。
第一百零三條中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同條中第六号を第十一号とし、同條の前に次の一号を加える。
十 第九十四條又は第九十四條の二の規定による命令に違反したとき。
第一百零三條中第五号を第九号とし、第二号から第四号までを四号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

二 第二十条（第九十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
三 第二十五条第一項、第二十六条又は第二十七条（これらの規定を第九十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に

違反したとき。

四 第二十九条第一項（第百十一条の二十三）において準用する場合を含む。の規定に違反して書簿を備えず、若しくは保存せず、又は第二十九条第三項の規定による省令に違反してその書簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十九条第四項（第百十一条の二十三）において準用する場合を含む。の規定に違反して書簿の閲覧を拒んだとき。

第百四十四条を削る。
第百四十四条の二中「三万円」を「二十万円」に改め、同条を第百四十四条とする。

第百四十五条中「五万円」を「十万円」に改める。

（水資源開発公団法の一部改正）

第二条 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項本文を次のように改める。

総裁及び副総裁の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第二十条第三項中「供しようとする者」の下に「（施設の更新のために）第十八条第一項第一号の改築の業務で当該改築に係る施設の有している機能の維持を図ることを目的とする」とその他当該改築に係る施設を利用して現に流水をかんがいの用に供する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなるものとして政令で定める要件に適合するものにあつては、当該現に流水をかんがいの用に供する者を除く。を加える。

「第二十条の二第七項中「行なう」を「行う」に、「第三十条」を「第三十条第一項」に改める。

第三十条に次の二項を加える。

2 前項の都道府県は、政令で定めるところにより、同項に規定する業務によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

3 第一項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

第三十七条第一項中「次項」を「この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 公団は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

第五十八条中「三万円」を「十万円」に改める。
第五十九条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第六十一条中「一万円」を「十万円」に改める。

（農用地整備公団法の一部改正）

第三条 農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項の都道府県は、前項の規定による負担金の全部又は一部の徴収に代えて、政令で定めるところにより、第一項の業務の実施に係る区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、当該市町村の区域内にある土地に係る前項に規定する者に対する負担金に相当する部分の負担金を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

4 前項の市町村は、政令で定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。

第二十七条に次の二項を加える。

7 第一項の都道府県は、第二項、第三項及び第五項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第一項の業務によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

8 第一項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

第四十八条中「十万円」を「二十万円」に改め、第四十九条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中土地改良法第三十六条、第八十八条の二及び第九十条から第九十二条までの改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成四年四月一日から施行する。

（土地改良法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の土地改良法（以下「旧土地改良法」という。）第五十二条第一項（旧土地改良法第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の認可の申請に係る換地計画で、この法律の施行の際現にこれに対する認可又は不認可の処分がされていないものの処理については、なお従前の例による。

第三条 平成四年三月三十一日以前に、国が、その事業に要する費用の一部につき、その全部又は一部を旧土地改良法第九十条第一項の規定により負担させた国営土地改良事業に係る当該負担金の負担及び徴収については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその負担及び徴収につきなお従前の例によるものとされた負担金に係る土地についての特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

第四条 平成四年三月三十一日以前に、都道府県が、その事業に要する費用につき、その全部若しくは一部を旧土地改良法第九十一条第一項若しくは第五項若しくは同条第四項において準用する旧土地改良法第九十条第四項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二

百二十四条の分担金として徴収する処分をし、又は旧土地改良法第九十一条第二項の規定により負担させた都道府県営土地改良事業に係る当該分担金の徴収又は当該負担金の負担及び徴収については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその負担及び徴収につきなお従前の例によるものとされた負担金又は負担金に係る土地についての特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

（水資源開発公団法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に水資源開発公団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の水資源開発公団法第三十条の規定により支払われた都道府県の負担金については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

三月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案
国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

国有林野事業改善特別措置法（昭和五十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「昭和七十二年度」を「平成二十二年」に、「これに必要な」を「経常事業部門の財

政の健全化その他当該目標を達成するために必要
な「昭和六十八年度」を平成十二年度」に、
「昭和五十九年度」を平成三年度」に改め、同条中
第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三
項を第四項とし、同条第二項中第六号を第七号と
し、第五号の次に次の一号を加える。

六 累積債務の処理に関する事項

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次
の一項を加える。

2 前項の「経常事業部門の財政の健全化」とは、
累積債務(国有林野事業特別会計の国有林野事
業勘定(以下「事業勘定」という。))において平成
二年度以前に借入金その他の政令で定める
借入金に係る債務をいう。以下同じ。の処理の
財源に充てるための借入金を除き、事業勘定に
おいて借入金をすることなく国有林野事業を運
営することができる状態になることをいう。

第三条中「国有林野事業特別会計の国有林野事
業勘定(以下「事業勘定」という。))を「事業勘定」
に改め、同条に次の三号を加える。

三 森林法第七條の二第一項の規定に基づく森
林計画の作成に要する経費

四 国有林野における森林法第二十五条第一項
又は第二項の規定による保安林の指定のため
の調査に要する経費その他の国有林野におけ
る保安林に関する事務に要する経費(第二号
に掲げるものを除く。)で改善計画の円滑な実
施に必要なものとして政令で定めるもの

五 国有林野を利用して行い森林及び林業に関
する知識の普及並びに林業技術の指導に要す
る経費で改善計画の円滑な実施に必要なもの
として政令で定めるもの

第四条第一項中「一般職の国家公務員」の下に
「(以下国有林野事業職員」という。))を加え、同
条第三項中「借入金の」の下に「償還金又は」を加
える。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を
加える。

(土地売却等収入の使途)

第六条 改善期間における事業勘定に所属する土

平成三年三月十八日印刷

地、森林、原野又は土石の交換、売却、所管
換又は所屬替(以下「土地売却等」という。))に
よる収入は、当該土地売却等のために直接要
する経費を除き、累積債務の処理の財源に充て
るものとする。

2 改善期間における土地売却等による収入に
ついては、国有林野の活用に関する法律(昭和
四十六年法律第百八号)第八条の規定は、適用
しない。

第七条の次に次の三条を加える。
(特別給付金の支給)

第八条 農林水産大臣は、平成三年度において国
有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進
し、改善計画の円滑な実施を図るため、同年度
に退職を希望する国有林野事業職員の募集を行
う場合において、五十八歳未満(農林水産省令
で定める要件に該当する者にあつては、六十一
歳未満)の国有林野事業職員がこれに応じて退
職を申し出たときは、その者が次の各号のいづ
れかに該当する場合を除き、その者について退
職を希望する国有林野事業職員である旨の認定
を行うことができる。

一 平成四年三月三十一日までに五十八歳(農
林水産省令で定める要件に該当する者にあつ
ては、六十一歳)となる者
二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等
に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十
一号)第二条第二項の政令で定める官職にあ
る者又は同法第五条に規定する常勤の職員
三 前二号に掲げるものほか、常時勤務に服
することを要しない者で農林水産省令で定め
る要件に該当するもの

2 政府は、前項の認定を受けた国有林野事業職
員が退職したときは、その者が次の各号のいづ
れかに該当する場合を除き、その者に対し、特
別の給付金(以下「特別給付金」という。))を支給
するものとする。
一 国家公務員退職手当法第三条、第四条第一
項及び第五条第一項の規定の適用を受けない
で退職した者

平成三年三月十九日発行

二 傷病又は死亡により退職した者
3 特別給付金は、平成四年三月三十一日までに
退職した者に対し支給するものとする。
(特別給付金の額)

第九条 特別給付金の額は、退職の日におけるそ
の者の給与のうち一般職の職員の給与等に関す
る法律(昭和二十五年法律第九十五号)に規定
する俸給、扶養手当及び調整手当に相当するも
のの月額の合計額に、その者の勤続期間によ
り、次の各号に掲げる月数を乗じて得た金額と
する。

一 勤続期間が一年未満のとき 八月
二 勤続期間が一年以上のとき 十月
2 前項の特別給付金の額の算定の基礎となる勤
続期間の計算については、国家公務員退職手当
法第七条第一項から第五項までの規定を準用す
る。この場合において、必要な技術的読替え
は、政令で定める。
(特別給付金の返還等)

第十条 特別給付金の支給を受けた者が次の各号
のいづれかに該当することとなつた場合には、
その者は、農林水産省令で定めるところによ
り、その支給を受けた特別給付金に相当する金
額を政府に返還しなければならない。
一 その支給に係る退職をした日から起算して
一年以内に農林水産省の職員(常時勤務に服
することを要しない者で農林水産省令で定め
るものを除く。)として採用されたとき。

二 国家公務員退職手当法第十二條の二第一項
の規定により支給を受けた一般の退職手当等
の全部又は一部を返納せられることとなつ
たとき。
2 政府は、特別給付金の支給を受けることがで
きることとなつた者であつてその支給を受けて
いないものが前項各号のいづれかに該当するこ
ととなつた場合には、第八条第二項の規定にか
かわらず、その者に対し、特別給付金を支給し
ない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第一号中正誤	
ハ	段行 誤
一	三六 昨年 誤
二	三五 勤労世帯 誤
九	一六 降限 誤
二	四六 他共事業 誤
一	一一 処水場 誤
三	四二 乱任 誤
	昨 正
	勤労者世帯 正
	降限 正
	公共事業 正
	処理場 正
	辞任 正

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局